

議案第17号

清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和3年3月12日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例（平成26年清水町条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名中「基準等に関する」を「基準を定める」に改める。

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針（第2条）

第3章 指定介護予防支援の事業の人員に関する基準（第3条・第4条）

第4章 指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（第5条—第29条）

第5章 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第30条—第32条）

第6章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準（第33条）

第7章 雑則（第34条）

附則

第1条中「、第115条の22第2項第1号」を削り、「指定介護予防支援等の事業」を「指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当介護予防支援（同号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業」に、「指定介護予防支援等に」を「指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に」に、「基準等」を「基準」に改める。

第2条及び第3条を削る。

第4条の見出しを削り、同条第1項中「営むことが」を「営むことの」に改め、同条第2項中「置かれている」を「その置かれている」に改め、同条第3項中「指定介護予防支援事業者」の次に「（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）」を、「サービス等」の次に「（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）」を加え、「公正かつ中立に」を「公正中立に」に改め、同条第4項中「関係する市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「町」に、「第20条の7の2第1項」を「第20条の7の2」に改め、「指定居宅介

「介護支援事業者」の次に「（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」を加え、「連携の確保」を「連携」に改め、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第1章中第4条を第2条とする。

第2章の章名中「人員」を「指定介護予防支援の事業の人員」に改め、第3章の章名中「運営」を「指定介護予防支援の事業の運営」に改め、第4章の章名中「介護予防」を「指定介護予防支援に係る介護予防」に改め、第5章の章名中「基準該当介護予防支援」の次に「の事業」を加える。

第5条中「1人以上」を「1以上」に改め、第2章中同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

第7条第1項中「第20条」を「第18条」に、「当該利用申込者」を「利用申込者」に改め、同条第2項中「第4条」を「第2条」に改め、同条第3項中「利用者又は」を「利用申込者又は」に、「担当職員」を「当該利用者に係る担当職員」に改め、同条第4項中「家族からの」を「家族から」に、「第7項で」を「第7項に」に、「技術を使用する」を「技術を利用する」に改め、同項第1号ア中「（入出力装置を含む。以下同じ。）」及び「第1項に規定する重要事項を」を削り、同条第5項中「前項各号」を「前項」に、「ファイルに記録された事項を出力することにより」を「ファイルへの記録を出力することによる」に改め、同条第6項中「利用申込者」を「利用申込者」に改め、同条第7項中「電磁的方法により」を「第4項の規定により」に改め、同項第1号中「に掲げる」を「に規定する」に改め、第3章中同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に、「認める場合には」を「認めた場合は」に改め、「速やかに」を削り、同条を第7条とする。

第10条中「その提供を求める者から提示された」を「その者の提示する」に改め、「（法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。）」を削り、「確かめなければならない」を「確かめるものとする」に改め、同条を第8条とする。

第11条第2項中「場合には」を「場合は」に改め、同条第3項中「当該利用者が受

けている」を削り、「当該要支援認定」を「当該利用者が受けている要支援認定」に、「までになされるよう」を「には行われるよう、」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「身分を示す証明書を携帯させ」を「身分を証する書類を携行させ」に改める。

第3条の次に次の章名を付する。

第2章 指定介護予防支援の事業の基本方針

第2章を第3章とし、第3章を第4章とする。

第12条の見出し中「身分を示す証明書」を「身分を証する書類」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「係る」を「ついて」に改め、同条を第12条とする。

第15条第1号中「経ること」を「経なければならないこと」に改め、同条第3号中「あること」を「なければならないこと」に改め、同条第4号中「第4条」を「第2条」に、「措置させること」を「措置させなければならないこと」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「関係する市町村（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を）及び「に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を削り、同条第2項中「関係する市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を「国民健康保険団体連合会」に改め、同条の見出し中「法定代理受領サービス」を「法定代理受領サービス等」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条中「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に、「場合には」を「場合は」に、「関係する市町村」を「町」に改め、同条第1号中「理由なく」を「理由なしに」に改め、「サービス」の次に「（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）」を加え、同条の見出し中「市町村」を「町」に改め、同条を第16条とする。

第19条第1項中「当該指定介護予防支援事業所の」の次に「担当職員その他の」を加え、同条第2項中「当該指定介護予防支援事業所の」の次に「担当職員その他の」を加え、「行わなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第17条とする。

第20条中「を定めておかなければならない」を「を定めるものとする」に改め、同条第9号中「事業の」を削り、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を

加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条を第18条とする。

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条第1項中「ごとに、」を「ごとに担当職員その他の」に改め、同条第2項中「担当職員に」の次に「よって」を加え、「の業務を担当させなければ」を「を提供しなければ」に改め、同条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条中「指定介護予防支援事業所は、事業の運営」を「指定介護予防支援事業者は、事業」に、「有するほか」を「有するとともに」に改め、同条を第20条とし、第23条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第24条を第22条とする。

第25条第1項中「指定介護予防支援事業所の」の次に「担当職員その他の」を加え、「理由なく」を「理由がなく」に改め、同条第2項中「当該指定介護予防支援事業所の」を「担当職員その他の」に、「理由なく」を「理由がなく」に、「漏らすことが」を「漏らすことの」に改め、同条第3項中「第33条第9号」を「第31条第9号」に、「場合には当該利用者」を「場合は利用者」に、「場合には当該家族」を「場合は当該家族」に改め、同条の見出しを「(秘密保持)」に改め、同条を第23条とする。

第26条中「のもの又は誇大なものでないようしなければ」を「又は誇大なものであっては」に改め、同条を第24条とし、第27条を第25条とする。

第28条第2項中「場合には」を「場合は」に改め、同条第3項中「よる市町村」を「より町」に、「当該市町村」を「町」に、「市町村が行う調査」を「町が行う調査」に、「市町村から」を「町から」に改め、同条第4項中「市町村から」を「町から」に、「当該市町村」を「町」に改め、同条第5項中「付けた」の次に「法第53条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第54条の2第1項に規定する」を加え、同条第6項中「関して、」を「関して」に改め、同条の見出しを「(苦情処理)」に改め、同条を第26条とする。

第29条第1項中「当該」を「町、」に改め、「、関係する市町村」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第30条を第28条とする。

第31条第1項中「記録」を「諸記録」に改め、同条第2項中「5年間」を「2年間」に改め、同項第1号中「第33条第14号の規定による」を「第31条第14号に規定する」に改め、同項第2号イ中「第33条第7号の規定による」を「第31条第7号に規定する」に改め、同号ウ中「第33条第9号の規定による」を「第31条第9号に規定する」に改め、同号エ中「第33条第15号の規定による」を「第31条第15号に規定する」に改め、同号オ中「第33条第16号の規定による」を「第31条第16号に規定する」に改め、同項第3号中「第18条の規定による市町村」を「第16条に規定する町」に改め、同項第4号中「第28条第2項の規定による」を「第26条第2項に規定する」に改め、同項第5号中「第29条第2項の規定による」を「第27条第2項に規定する」に改め、同条を第29条とする。

第32条第1項中「利用者の介護予防」の次に「（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）」を加え、第4章中同条を第30条とする。

第33条中「第4条」を「第2条」に改め、同条第1号中「担当させなければならない」を「担当させるものとする」に改め、同条第2号中「ものとする」を削り、同条第3号中「、家族」を「又は家族」に改め、同条第4号中「予防給付」の次に「（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）」を加え、「及び」を「又は」に、「介護予防サービス計画に位置付ける」を「介護予防サービス計画上に位置付ける」に改め、同条第6号中「生活機能、」を「生活機能や」に、「置かれている」を「その置かれている」に改め、同号ウ中「意思疎通」を「コミュニケーション」に改め、同条第7号中「の規定による支援すべき総合的な」を「に規定する支援すべき」に、「家族と」を「家族に」に改め、同条第8号中「内容、」を「支援内容並びに」に改め、同条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同号ただし書中「できる」を「できるものとする」に改め、同条第10号中「当該利用者」を「利用者」に改め、同条第12号

中「指定介護予防サービス事業者」を「指定介護予防サービス事業者等」に、「清水町指定介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年清水町条例第31号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第74条第2項第2号」を「北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号」に、「指定介護予防サービス等基準に」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第14号の2中「口くう機能」を「口腔機能」に改め、「歯科医師」の次に「（以下この条において「主治の医師等」という。）」を加え、同条第16号中「第13号」を「第14号」に改め、同号ア中「利用者」とを「利用者」に改め、同号イ中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に、「利用者」と面接」を「利用者」に面接」に改め、同条第17号ただし書中「できる」を「できるものとする」に改め、同号ア中「利用者が」の次に「法第33条第2項に規定する」を加え、同条第19号中「又は福祉サービス」を「及び福祉サービス」に改め、同条第20号中「退院し、又は退所しよう」とを「退院又は退所をしよう」とに改め、同条第21号中「当該利用者」を「利用者」に、「主治の医師又は歯科医師（次号及び第22号において「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同条第24号中「継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要性」を「その継続の必要性」に、「継続して介護予防福祉用具貸与を受ける必要がある」を「継続が必要な」に改め、同条第26号中「被保険者証に、」の次に「法第73条第2項に規定する」を加え、「介護予防サービス若しくは」を「介護予防サービスの種類若しくは」に、「沿った」を「沿って」に改め、同条を第31条とする。

第34条第1号中「、口腔機能等特定の機能及び栄養状態の改善のみ」を「や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけ」に、「改善、環境の調整等」を「改善や環境の調整など」に改め、同条第3号中「介護予防サービス事業者」を「サービス提供者」に改め、同条第5号中「及び」を「又は」に改め、同条第6号中「地域支援事業」の次に「（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）」を、「介護給付」の次に「（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）」を加え、同条を第32条とする。

第35条の見出しを削り、同条中「第4条及び前3章（第28条第6項）」を「第2章か

ら前章まで（第26条第6項）に改め、同条中「第13条」を「第5条第1項中「第18条」とあるのは「第33条において準用する第18条」と、第11条」に改め、第5章中同条を第33条とし、同章を第6章とし、第4章を第5章とする。

本則に次の1章を加える。

第7章 雑則

（電磁的記録等）

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当介護予防支援の提供に当たる者（次項において「指定介護予防支援事業者等」という。）は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者等は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の清水町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第5項及び第27条の2（これらの規定を新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第18条（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第18条中「、次に」とあるのは「、第6号に掲げる事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（同号に掲げる事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2（新条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。